

砂川判決と憲法前文の平和主義の法理の関係に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年九月二十五日

小
西
洋
之

参議院議長 山崎正昭殿

砂川判決と憲法前文の平和主義の法理の関係に関する質問主意書

安倍内閣における、砂川判決が集団的自衛権行使の合憲性の根拠となるという見解について、砂川判決においては「憲法第九条は、わが国憲法の特色である平和主義を具体化した規定である」旨述べられているところ、憲法前文に定める二つの平和主義の規定を列挙した上でそれらとの関係で、なぜ、砂川判決から集団的自衛権行使が法的に許容されていると認めることができるのか、その論理的な考え方を詳細に示されたい。

右質問する。

